

令和5年分 農業所得収支計算の手引き

この手引きは、農業所得にかかる収支内訳書の作成について説明しています。
 農業経営者の方は、実際の収入金額からその収入を得るための必要経費を差し引く方法により農業所得を計算し申告します。
 手引きを参考に『収支内訳書（農業所得用）』を作成し、確定申告書または市・府民税申告書に添付して提出してください。

1. 農業所得について

農業所得は事業所得の一つです。事業（営利生、継続性があるもの）として、農産物の生産等を営んでいる場合に計上します。家庭菜園や家事消費の収入のみ（営利性がなく事業として認められない）の場合、その収入は農業所得ではなく「雑所得」として申告していただくことになります。（「損益通算」はされません。）

帳簿や領収書などは提出不要ですが、整理して保存（法定帳簿7年、領収書等5年）する必要があります。

2. 作成の手順

収入について

▶収入金額について、収支内訳書の裏面(収入金額の明細)を先に仕上げ、①～③、⑤、⑥の合計金額をそれぞれ表面に書き入れます。

【収入となるもの】

①	販売金額	本年中の販売金額を記入（代金の受け取りがまだの場合もすべて計上）
②	家事消費・事業消費金額	家事消費は自家用飯米・親戚等への贈答用、事業消費とは雇用人への現物支給等 ※3ページ表1の単価表を参考に換算してください。
③	雑収入	農作業受託の受託費や、経営所得安定対策による交付金等の補助金、共済金等 申告時までに入金がなくても、通知書等の金額で雑収入に計上
⑤	農産物の棚卸高 期首	前年申告の「期末」の金額を記入
⑥	農産物の棚卸高 期末	未販売などの年末在庫の金額を計上

経費について

▶経費を科目ごとに記入し、その他の経費の小計を⑬に、すべての経費計を⑭に記入します。

【必要経費となるもの】

⑧	雇人費	常雇・臨時雇人等に支払った労賃（現物支給分も金額換算）、賄費、交通費等 ※家族に支払った給与等は専従者控除⑯に記入するため、雇人費の対象外
⑨	小作料・賃借料	農地や農業用の土地・建物・農機具等を借りている場合に支払う賃借料
⑩	減価償却費	取得価格が10万円以上の農業用の建物・車両・農機具等で、使用可能期間が1年以上の固定資産の償却費 ※2ページの「3.「減価償却費」の計算方法」参照
⑪	貸倒金	販売代金（売掛金等）が回収できなくなった場合の損失
⑫	利子割引料	農業用資産の借入金の利子や受取手形の割引料等 ※元本分は対象外
⑬	その他の経費	①～⑦に該当する費用の合計額をそれぞれ記入し、該当科目がない場合は空欄⑬～⑰または⑱雑費欄に記入してください。
⑰	租税公課	固定資産税（農業用地・建物・償却資産）、自動車税、水利費、農業組合費等 ※農業専用割合のみ。所得税や住民税、延滞金・加算金、交通反則金等は対象外
⑱	種苗費	種もみ、苗類、種いも等の購入費用
㉀	素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費や種付料
㉁	肥料費	肥料の購入費用
㉂	飼料費	家畜に与える牧草や配合飼料等の購入費用
㉃	農具費	取得価格10万円未満の農具費（減価償却の対象外となるもの）の購入費用
㉄	農薬衛生費	農薬の購入費用や共同防除の分担金
㉅	諸材料費	ビニールシート、縄、防風寒資材、針金、杭、支柱等の諸材料（消耗品）の購入費用
㉆	修繕費	農業用の倉庫や農機具、農業用自動車等を修理した場合の維持補修費用、車検代金
㉇	動力光熱費	農業用で使用した水道代、電気代、ガス代、灯油代、燃料代、ガソリン代等
㉈	作業用衣料費	農作業をするための作業着、地下足袋、軍手、ゴム長靴、かっぱなどの購入費用
㉉	農業共済掛金	水稻、果樹、家畜等に係る共済掛金、価格損失補てんのための負担金、農業用自動車の任意保険料等 ※建物更生共済や長期火災保険等の掛金のうち、積立部分や生命共済の掛金は対象外
㊀	荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運送費、出荷（荷受）機関に支払う手数料等
㊁	土地改良費	土地改良事業の受益者負担金や客土費用（10アール当たり1万円未満は全額経費対象）
㊂	雑費	農業経営に関して支出した上記以外の費用（研修費、通信費、事務用品の購入費等）

所得金額・専従者控除について

- ▶ 収入金額の計⑦から経費計⑭を引いた額を「専従者控除前の所得金額」⑮に記入します。
- ▶ 専従者控除がある場合は、⑯に記入します。

白色申告の場合、生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上（学生は対象外）の親族が6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合に、1人につき次の（1）と（2）のどちらか少ない方の金額を必要経費にすることができます。（必要経費に算入されたこの控除額は、専従者の給与所得の収入金額となります。）

なお、事業専従者控除の対象にした親族は、税制上の控除対象配偶者や扶養親族にとれませんのでご注意ください。

- （1）配偶者の場合：860,000円 配偶者以外の場合：500,000円
- （2）収支内訳書⑮（専従者控除前の所得金額）の金額 ÷（事業専従者数+1）

どちらか少ない方の金額が専従者控除となります

- ▶ 「専従者控除前の所得金額」⑮から「専従者控除」⑯の額を引いて、「所得金額」⑰に記入します。
専従者控除がない場合は、⑮の額を「所得金額」⑰にそのまま記入します。

3. 「減価償却費」の計算方法

取得価格が10万円以上の農業用の建物・車両・農機具などで、使用可能期間が1年以上の資産は、取得するために支払った費用全額がその年の必要経費になるのではなく、一定期間に分けて毎年少しずつ費用にします。

資産の種類ごとに、使用できる期間として法的に定められた「耐用年数」があり、その耐用年数に対応した償却率を取得価格に乗じて計算した減価償却費がその年分の必要経費となります。

主な耐用年数と償却率については、3ページの表2および表3をご覧ください。

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産

取得価格×0.9×耐用年数に応じた旧定額法の償却率×使用月数／12か月×事業専用割合

※旧定額法の場合、未償却残高が取得価格の5%になる年は、必要経費算入額は5%になるまでの金額となります。翌年以降は5%残存分を1円になるまで5年間で均等償却します。この残存価格1円は、資産を処分した年に償却します。

平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産

取得価格×耐用年数に応じた定額法の償却率×使用月数／12か月×事業専用割合

特殊な償却資産の計算

一括償却

取得価格が10万円以上20万円未満の場合には、3年間で1／3ずつ均等に償却することができます。

中古資産

中古資産を取得した場合は、使用可能な年数を適切に見積もって耐用年数とします。見積りができない場合は、次の算式で計算した年数を耐用年数とします。

A 耐用年数の全部を経過した資産：法定耐用年数×0.2

B 耐用年数の一部を経過した資産：法定耐用年数－（経過年数×0.8）

※計算結果の1年未満の端数は切り捨て、2年未満となった場合は耐用年数を2年とします。

◆機械を売却した場合

減価償却資産の譲渡（売却）による所得は、原則として譲渡所得（総合譲渡）になります。短期譲渡所得の金額は全額が総合課税の対象になりますが、長期譲渡所得の金額はその1／2が総合課税の対象になります。

- ・総合短期（譲渡所得）…資産の所有期間が5年以内の場合
- ・総合長期（譲渡所得）…資産の所有期間が5年を超える場合

譲渡所得＝譲渡価格－（所得価格*1＋譲渡費用*2）－特別控除*3【最高50万円】

- *1 譲渡時までの減価償却費の累計額を差し引いた後の金額
- *2 売るために直接かかった費用
- *3 その年の長期と短期の譲渡益の合計額に対して最高50万円

※譲渡所得の対象にならないもの（小額減価償却資産の譲渡代金）・・・雑収入
・使用可能な期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の減価償却資産 ・一括償却資産

4. 作成した収支内訳書の提出について

- ①農業所得と他の所得を合計し、所得税を算出します。
- ②所得税の納付や還付が生じた場合は、確定申告書と収支内訳書を併せて提出します。
- ③所得税が発生しない場合には、市・府民税申告書と収支内訳書を併せて提出します。

◆**収支計算の結果、農業所得が黒字とならない場合は、申告書及び収支内訳書の提出をしなくても差し支えありません。**

※農業以外の所得があれば、農業所得の赤字を他の所得と損益通算を行って申告できる場合があります。

参考資料

表1：2023年産米のJA買取単価表（単位：円／30kg紙袋）

品種名	1等 (消費税別)	1等 (適格請求書発行事業者)	1等 (適格請求書発行事業者以外)
コシヒカリ	5,787	6,250	6,157
キヌヒカリ	5,417	5,850	5,764
ヒノヒカリ	4,769	5,150	5,074
その他銘柄（うるち）	4,398	4,750	4,679

等級間格差は消費税別で1等と2等が△278円、1等と3等は△741円となります。

※家事消費、縁故米、贈答分もこの表の単価を参考に換算してください。

表2：主な耐用年数表

種類	構造・用途等		耐用年数
建物	農業用倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	38
		金属造（肉厚3ミリ超～4ミリ）	24
		金属造（肉厚3ミリ以下）	17
		木造・合成樹脂造	15
構築物	ビニールハウス	金属造（基礎工事有）	14
		木造（基礎工事有）	5
器具・備品		金属造（基礎工事無）	10
		その他（基礎工事無）	5
車両	軽トラック		4
農業用設備	トラクター	乗用型	7
	耕うん整地用 機具	管理機、ロータリー、 代掻機、畝たて機等	
	栽培管理用機具	田植機、堆肥散布機、育苗機等	
	防除用機具	散布機、噴霧機、土壌消毒機等	
	穀類収穫調製用 機具	自脱型コンバイン、 刈取機、わら収集機、 脱穀機、粃摺機、 穀物乾燥機等	
	精米機、保冷库	金属製	
	電柵	獣害対策用	
林業用設備	造林・伐木作業用機械・設備等		5

表3：償却率表

耐用年数	H19.3.31 以前購入	H19.4.1 以後購入	耐用年数	H19.3.31 以前購入	H19.4.1 以後購入
	旧定額法	定額法		旧定額法	定額法
2	0.500	0.500	21	0.048	0.048
3	0.333	0.334	22	0.046	0.046
4	0.250	0.250	23	0.044	0.044
5	0.200	0.200	24	0.042	0.042
6	0.166	0.167	25	0.040	0.040
7	0.142	0.143	26	0.039	0.039
8	0.125	0.125	27	0.037	0.038
9	0.111	0.112	28	0.036	0.036
10	0.100	0.100	29	0.035	0.035
11	0.090	0.091	30	0.034	0.034
12	0.083	0.084	31	0.033	0.033
13	0.076	0.077	32	0.032	0.032
14	0.071	0.072	33	0.031	0.031
15	0.066	0.067	34	0.030	0.030
16	0.062	0.063	35	0.029	0.029
17	0.058	0.059	36	0.028	0.028
18	0.055	0.056	37	0.027	0.028
19	0.052	0.053	38	0.027	0.027
20	0.050	0.050	39	0.026	0.026

農業所得収支計算Q&A

	質 問	回 答
縁故米 (収入・経費)	出荷せず、親戚へ安価で販売しているほかは、飯米のみである。この場合は申告しなくてもいいのか？	相手が親戚でも販売している場合は申告が必要です。また安価で販売していても、通常他に販売する価格（農協出荷価格等）で計上する必要があります。
縁故米 (収入・経費)	親類の方に農業を手伝ってもらった場合に支払った米はどうなるのか？その時、領収書をもらう必要はあるのか？	労働力の対価として米で支払う場合は、縁故米でなく事業用として消費した農産物とみなし、収入計上が必要です。一方、雇人費として必要経費計上もします。その際、領収書があったほうがいいのですが、最低限、支払先の方の住所・氏名はきちんと記録しておく必要があります。
過年産米 精算金	過年産米の精算金が令和5年に入ってから入金された場合は、どうなるのか？	過年産米精算金は各々の年では確定しておらず、入金された年の収入としてください。
家事消費	野菜等参考価格が出ていないものについてはどうするのか？	例えば、近隣の市場などでの販売金額等を参考にしてください。（傷み具合等考慮した自己評価額を基にしてもよい）また、ひと月分の消費量から年間数量を計算しても差し支えありません。
租税公課	固定資産税（農地）に係る分の計算方法。南丹市からの固定資産の通知はもらっているが、宅地・農地合計の課税なので、農地分のみ計算方法はどうか？	課税明細書には1筆ごとの課税標準額が記載されているので、税率（※）を乗じて農地分のみ計算してください。明細がない場合は、令和5年度土地家屋名寄帳により計算いただくか、公課証明を取得してください（いずれも有料）。 ※南丹市の場合 固定資産税1.5% 都市計画税0.2%
作業委託費	田植えを作業委託している場合、種苗費や資材費は科目に分けて計上するのか？	一括して作業委託費として計上しても構いませんし、資料等で各科目に分けられる場合は分けて計上してください。
減価償却費	共同で購入する農機具が10万円以上の場合であっても、各農家負担分が10万円未満であれば必要経費（農具費）でみてもよいのか？	個々の農家の負担分がいくらであっても、農機具本体の価格が10万円以上の場合には共同分の償却資産として減価償却を計算した上で、自分の負担割合分を経費計上することになります。
修繕費	農機具小屋の修理に30万円かかったが、修繕費として計上してもよいか？	通常の維持管理や修理のために支出した60万円未満（またはその資産の前年未取得価格の10%以下）の場合は、修繕費としてその年の必要経費にできます。ただし、価値を増加させる修理の場合は、資本的支出として減価償却します。
領収書	申告の際、領収書などは提出しなくてはいけないのか？	収支内訳書の提出は必要ですが、領収書などは添付する必要はありません。なお、平成26年1月から、事業所得にかかる記帳・帳簿等の保存が必要となっています。お手元に7年間は保管することをおすすめします。
その他	田んぼをすべて預けている場合は、小作料収入を不動産収入として計上するということが、少額であっても必要なのか？	金額に関係なく小作料が発生する場合は不動産所得の収入金額となります。